

平成29年

目黒区教育委員会

第24回定例会会議録

(平成29年6月27日開催)

第24回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 平成29年6月27日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会教育長	尾崎 富雄
	教育委員会教育長職務代行者	中山 ひとみ
	教育委員会委員	木村 肇
	教育委員会委員	笹尾 敦夫
	教育委員会委員	後藤 幸子

出席職員	教育次長	野口 晃
	教育政策課長	山野井 司
	学校統合推進課長	増田 武
	学校運営課長	村上 隆章
	学校施設計画課長	照井 美奈子
	教育指導課長	田中 浩
	教育支援課長	酒井 宏
	統括指導主事	寺尾 千英
	統括指導主事	古舘 秀樹
	生涯学習課長	馬場 和昭
	八雲中央図書館長	石松 千明

書記	小野塚 幸隆
	山東 隆博

(議事日程)

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 3 1 号 | 目黒区情報公開・個人情報保護審査会への諮問
について |
| 日程第 2 | 議案第 3 2 号 | 目黒区特定個人情報の保護に関する条例施行規則 |
| 日程第 3 | 議案第 3 3 号 | 目黒区個人番号の利用に関する条例施行規則 |
| 日程第 4 | 議案第 3 4 号 | 目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会規則 |
| 日程第 5 | 報告事項 | いじめの防止等のための組織の設置及び構成について（案） |
| 日程第 6 | 報告事項 | 特別の教科 道徳について |
| 日程第 7 | 報告事項 | 平成 2 9 年度通常の学級における個別指導の内容・方法に関する指導資料の作成事業（中学校版）に係る研究協力について |

資料配布

- ・平成 2 9 年度文教・子ども委員会学校視察日程
- ・平成 2 9 年 8 月行事予定
- ・区立学校児童・生徒の在籍状況（修正）

(午前9時30分開会)

- 教育長 第24回目黒区教育委員会定例会を開会いたします。本日の欠席委員、欠席職員はございません。署名委員は後藤委員です。
- それでは、日程第1を議題とします。
- 本件は個人情報に関する案件ですので、目黒区教育委員会会議規則第11条第1項ただし書きの規定に基づき、会議を非公開とすることについて発議します。
- それでは、同条第2項の規定に基づき、討論を行うことなしに、直ちに可否を諮ります。
- 非公開とすることに賛成委員の挙手を願います。

(全員挙手)

- 教育長 全員賛成でございますので、日程第1については非公開により審議することといたします。

(午前9時31分、非公開会議入る。)

(午前9時33分、非公開会議終わる。)

- 教育長 ここからは会議を公開とします
- 次に日程第2を議題とします。

(日程第2 議案第32号 目黒区特定個人情報の保護に関する条例施行規則)

- 説明員 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等がございますか。
- 特にないようですので、採決を行います。
- 本件に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

- 教育長 全員賛成ですので、議案第32号は原案どおり可決します。
- 次に日程第3を議題とします。

(日程第 3 議案第 3 3 号 目黒区個人番号の利用に関する条例施行規則)

- 説明員 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等はございますか。
特にないようですので、採決を行います。
本件に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

- 教育長 全員賛成ですので、議案第 3 3 号は原案どおり可決します。
次に日程第 4 を議題とします。

(日程第 4 議案第 3 4 号 目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会規則)

- 説明員 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等はございますか。
- 教育長 いじめ防止対策推進条例は、つくることが目的ではなく、実際に条例に掲げる仕組み、仕掛け、組織、こういったものをいかに生かしていくか、それが本筋だと思いますので、これからが正念場になるものだと思いますので、今回議案として提出された目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会の会議がしっかりと機能するように強く要望したいと思います。
- それから、若干質問ですけれども、この対策委員会は、教育委員会及び区立学校のいじめの防止等のための対策の推進について、必要があるときは、教育委員会に意見を述べるができるということで、何かイメージしているものがあれば教えていただけますか。
- 説明員 規定されている内容でございますけれども、具体的に教育委員会が区立学校におけるいじめの認知件数、あるいは、推進状況等を報告する中で、委員が専門的な立場から意見を述べて、いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議等の対策、施策を充実させる、あるいは変更させていくというようなことが考えられます。
- 委員 会議の公開についてですが、「ただし、対策委員が公開することが適当でないと認めるときはこの限りではない」ということがあるのと、第 1 1 条で委員の責務として、機密を漏らしてはなら

ないということがあるのですけれども、原則公開でありながら、対策委員会が公開することが適当でないと認めるというのは、この6人の委員の中だけで決めることなのか読み取れません。

この6人でこの公開、非公開の判断ができるのかということと、それから、「秘密を漏らす」の「秘密」の中にどういうことが入るのでしょうか。

○説明員 いじめに関する問題の個人情報には本人の特性にかかわること、あるいは名前、所属に関する事、家庭的な環境に関する事、さまざまな個人情報が話題になることが想定されます。そういった個人情報に関するものにつきましては、公開は適当でないと考えますので、事務局である一定の案を示させていただく中で、この6人の委員に了解を得て、公開すべきであるかどうかという判断をしていこうと考えているところです。

○教育長 会議は原則公開という、おおもとがあるので、こういう表現になっています。現在、基本的に児童・生徒の個人名が入る議題のときは、当然非公開になります。原則公開は、区全体の書きぶりですので、一般的な例規のつくり方だと思います。

○教育長 その他ご質問等はございますか。
特にないようですので、採決を行います。
本件に賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第34号は原案どおり可決します。
次に日程第5を議題といたします。

(日程第5 いじめの防止等のための組織の設置及び構成について(案)(報告事項))

○説明員 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等はございますか。

○委員 目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会は教育委員会の附属機関、目黒区いじめ問題再調査委員会は区長の附属機関というのは書いてあるのですが、目黒区いじめ問題対策連絡協議会の立ち位置を説明してください。

○説明員 目黒区いじめ問題対策連絡協議会は、区に設置する協議組織で、

こちらは規則ではなく要綱で設置するものです。

○委員

目黒区いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関する機関等の協議組織という認識でよろしいでしょうか。

そのためには、大体どれぐらいの頻度で協議会を実施される予定なのか、目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会は、重大事態が発生した場合に組織されるものということで、普段は設置されていないという認識で間違いないでしょうか。

○説明員

目黒区いじめ問題対策連絡協議会に関しましては、いじめの防止等を推進するために関係する機関が一堂に会して、目黒区の取り組みを共通理解し、さらにいじめの防止等の推進についてご意見をいただくという会で、年に2回程度を予定しているところです。

それから目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会につきましては、年間3回ほど定期的に行きたいと考えておりまして、重大事態が発生したときには臨時でこれは複数回、調査に当たるために開催していきたいと考えているところでございます。

○教育長

常設でしょうか。

○説明員

いずれの組織も常設です。

○委員

最初の目黒区いじめ問題対策連絡協議会が年2回で、目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会が年3回ということですが、取り上げる内容が連動していると思います。例えば先に連絡協議会で行ったものを受け、対策委員会が話を深めていくということもあるのでしょうか。

○説明員

ご指摘いただいたケースもあると思っています。連絡協議会の中で、対策についてご意見をいただいたものを、対策委員会の中で深めていくということもありますし、対策委員会で改めて考えた、又は協議した内容を連絡協議会に報告していくという方法もあると思いますので、相互の連携が想定されるものとして考えております。

○教育長

その他ご質問等ございますか。

特にないようですのでこの報告を受けました。

次に日程第6を議題とします。

(日程第6

特別の教科 道徳について(報告事項))

○説明員

(資料により説明)

- 教育長 この件についてご質問等はございますか。
- 委員 確認ですけれども、数値による評価を行わないと書かれていますけれども、例えば小学生だと期末に成績表を持って帰ってきます。数値による評価を行わないということは、総合学習の取り組み姿勢のようなところに先生の言葉が書かれてくるものがあると思いますが、それと同様という認識でよろしいですか。
- 説明員 ご指摘いただいた通知表につきましては、現在はどの学校も同様の様式です。今後、通知表に５０字から１００字程度で記述するような欄が設けられて、総合的な学習の時間、それから外国語活動同様に記述式で道徳科の授業での成長した様子が記述して伝えられることになると思います。
- 教育長 「よい」「普通」の欄の取り扱いは。
- 説明員 道徳科につきましては、そういった「よい」「普通」というような評定をすることは好ましくなく、本人の内面的な成長を記述であらわすことがふさわしいということです。
- 委員 聞き漏らしたかもしれませんが、これは免許がないということだと、どういう先生が行うのですか。
- 説明員 いわゆる中学校、高等学校になりますと、専門の免許状を持っている者がその教科等を教えることになりますけれども、この道徳に関しましては免許状を必要としないということです。どの教員も指導することができます。学習指導要領でも校長、副校長も含め、複数の教員が指導に当たるべきであるということを指摘しています。
- 教育長 小学校のほうの免許状の話がなかったのですけれども。
- 説明員 小学校の場合は、全科の免許をもってございますので、小学校の場合も全教員が道徳に関して教えることができるということになります。
- 教育長 その他ご質問等ございますか。
- 特にないようですのでこの報告を受けました。
- 次に日程第７を議題とします。
- （日程第７ 平成２９年度通常の学級における個別指導の内容・方法に関する指導資料の作成事業（中学校版）に係る研究協力について（報告事項））
- 説明員 （資料により説明）

○教育長 この件についてご質問等はございますか。
特にないようですのでこの報告を受けました。

〔 資料配布
・平成29年度文教・子ども委員会学校視察日程
・平成29年8月行事予定
・区立学校児童・生徒の在籍状況（修正）
〕

○教育長 以上で本日の定例会を閉会します。

（午前10時18分閉会）